販売する高圧ガスの種類等の変更明細書

１　販売する高圧ガスの種類の変更（詳細は別紙１～３のとおり）

|  |  |
| --- | --- |
| 既に届出済の販売する高圧ガスの種類 |  |
| 追加又は廃止する高圧ガスの種類 | 追加 |  |
| 廃止 |  |
| 変更後の販売する高圧ガスの種類 |  |

**※　次の２～６での項目は、変更がある場合のみ記載添付し、変更部分に下線を引くこと。**

２　販売の方法

|  |  |
| --- | --- |
|  販売の形態 |  　小売　卸売　卸小売　その他（　　　　　　　　） |
|  　容器による販売　　　伝票による販売 冷媒ガスの補充　　　冷凍設備内の高圧ガス その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  運搬の方法 |  |
|  高圧ガスの仕入先 |  名称 |  |
|  所在地 |  |
|  名称 |  |
|  所在地 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  周知させるべきガス | □溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス、酸素又は液化石油ガス□在宅酸素療法用の液化酸素□スクーバダイビング等呼吸用の空気等□燃料用の液化石油ガス周知させるための書面の様式は別添のとおり |
|  保安台帳の様式 | 別添のとおり |
|  帳簿の様式 |  別添のとおり |
|  従業員に対する保安教育 | ・1年に1回以上、販売するガスに応じた保安教育を実施する。 |
|  販売先に対する保安 指導の実施の方法 | ・消費先の高圧ガス使用状況を年１回以上点検すると 　ともに、高圧ガス保安法、高圧ガスの安全な取扱方 　法等の保安指導を実施する。 ・高圧ガス保安法に基づき、消費先に対して高圧ガス 　による災害の発生の防止に関し、必要な事項を周知 　させる。 |

３ 販売の方法に係る技術上の基準（一般則第４０条）

 ⑴　高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。

 ⑵　充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、ガスが漏えいしていないものをもって行います。

 　注：圧縮天然ガスに係るものを除く。

４　販売所に併設する容器置場

|  |  |
| --- | --- |
| 容器置場の有無 | 　有　　無 |
| 最大貯蔵量 | 　　　　　ｍ３（詳細は別紙４計算書のとおり） |

５　貯蔵に係る技術上の基準（一般則第１８条）

（容器置場を設置する場合に限る。）

　⑴　可燃性ガスの貯蔵は、通風の良い場所で行います。

　⑵　充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に貯蔵します。

　⑶ 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に貯蔵します。

　⑷　容器置場には計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。

　⑸　容器置場の周囲２メートル以内には火気又は引火性若しくは発火性の物を置きません。（不活性ガス及び空気を除く。）

　⑹　充てん容器等は、常に温度４０℃以下に保ちます。

　⑺　充てん容器等（内容積が５リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じます。

　⑻ 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えません。

６　販売主任者の選任（選任が必要な場合のみ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 氏　　　　　　名 | 免状の種類 |
| 販売主任者 |  |  |

注：高圧ガス保安法第28条に基づき、省令で定めるガスを販売する場合は販売主任者の選任が必要です。

別紙１

１　既に届出済の販売する高圧ガスの種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  ガスの区分 |  販売主任者を選任する 必要のある高圧ガス |  販売主任者を選任する 必要のない高圧ガス |
|  １ |  冷凍設備内の 高圧ガス |  |  |
|  ２ |  液化石油ガス |  |  |
|  ３ |  特殊高圧ガス |  |  |
|  ４ |  可燃性・毒性 ガス |  |  |
|  ５ |  毒性ガス |  |  |
|  ６ |  可燃性ガス |  |  |
|  ７ |  酸素 |  |  |
|  ８ |  その他のガス |  |  |
|  ９ |  不活性ガス |  |  |

別紙１の記入要領

注１：混合ガスの成分に「販売主任者を選任する必要のある高圧ガス」が含まれる場合は、「販売主任者を選任する必要のある高圧ガス」に属するものとみなす。

注２：貯蔵するガスは、ガス名に下線を引く。

注３：圧縮、液化の別は、不要とする。

注４：ガスの名称は、単体ガス、二種混合ガス、三種混合ガス‥‥の順に記入する。

注５：混合ガスの場合は、成分割合を％又はppmで表示すること。また、ベースガス表示をする場合は、当該ベースガスの単位表示を省くことができる。

　　　　例）（酸素＋アルゴン1ppm～30％）

注６：混合ガスの種類が多い場合で上記表内に記載できない場合、「不活性ガス」に限り、包括記載することができる。

　　　　例）（不活性ガス＋酸素1ppm～50％）

（不活性ガス＋モノシラン1ppm～5％）

ただし、保安上危険性がある混合ガスの包括記載はできない。

注７：混合ガスの成分に「販売主任者を選任する必要のあるガス」が２以上の区分に該当するときは、ガスの性質上危険性が高い方に記載する。

危険度分類の順

特殊高圧ガス＞可燃性・毒性ガス＞毒性ガス

＞可燃性ガス＞酸素＞その他のガス＞不活性ガス

注８：液化石油ガスとは、炭素数３又は４の炭化水素を主成分とするものをいう。

注９：販売する高圧ガスの種類は、「冷凍設備内の高圧ガス」、「液化石油ガス」及び「不活性ガス」については、ガスの区分とする。それ以外の区分は、高圧ガスの種類ごとに記入する。（記入例を参照のこと。）

注10：その他のガスには、空気、六フッ化硫黄があり、ガスの区分に属さないガスをいう。

別紙１の記入例

１　既に届出済の販売する高圧ガスの種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ガスの区分 | 販売主任者を選任する必要のある高圧ガス | 販売主任者を選任する必要のない高圧ガス |
| １ | 冷凍設備内の高圧ガス |  | 冷凍設備内の高圧ガス |
| ２ | 液化石油ガス | 液化石油ガス |  |
| ３ | 特殊高圧ガス | (不活性ガス＋モノシラン１ppm～５％) |  |
| ４ | 可燃性・毒性ガス | アンモニア | 酸化エチレン（炭酸ガス＋酸化エチレン　１％～３０％） |
| ５ | 毒性ガス | 塩素 | ブロムメチル |
| ６ | 可燃性ガス | アセチレン、水素（アセチレン＋液化石油ガス0.1％～30％） | エチレン |
| ７ | 酸素 | 酸素（不活性ガス＋酸素１ppm～50％） |  |
| ８ | その他のガス |  | 空気六フッ化硫黄 |
| ９ | 不活性ガス |  | 不活性ガス |

別紙２

２　追加又は廃止する高圧ガスの種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  ガスの区分 | 追加するガス | 廃止するガス |
| 販売主任者を選任する必要のある高圧ガス | 販売主任者を選任する必要のない高圧ガス | 販売主任者を選任する必要のある高圧ガス | 販売主任者を選任する必要のない高圧ガス |
|  １ |  冷凍設備内の 高圧ガス |  |  |  |  |
|  ２ |  液化石油ガス |  |  |  |  |
|  ３ |  特殊高圧ガス |  |  |  |  |
|  ４ |  可燃性・毒性 ガス |  |  |  |  |
|  ５ |  毒性ガス |  |  |  |  |
|  ６ |  可燃性ガス |  |  |  |  |
|  ７ |  酸素 |  |  |  |  |
|  ８ |  その他のガス |  |  |  |  |
|  ９ | 不活性ガス |  |  |  |  |

別紙３

３　変更後の販売する高圧ガスの種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  ガスの区分 |  販売主任者を選任する 必要のある高圧ガス |  販売主任者を選任する 必要のない高圧ガス |
|  １ |  冷凍設備内の 高圧ガス |  |  |
|  ２ |  液化石油ガス |  |  |
|  ３ |  特殊高圧ガス |  |  |
|  ４ |  可燃性・毒性 ガス |  |  |
|  ５ |  毒性ガス |  |  |
|  ６ |  可燃性ガス |  |  |
|  ７ |  酸素 |  |  |
|  ８ |  その他のガス |  |  |
|  ９ | 不活性ガス |  |  |

別紙４

最大貯蔵量計算書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ガスの種類 | 一本当たりの充填量（ｍ３　またはｋｇ） | 最大貯蔵本数 | 計※ |
|  |  |  | ｍ３ |
|  |  |  | ｍ３ |
|  |  |  | ｍ３ |
|  |  |  | ｍ３ |
|  |  |  | ｍ３ |
|  |  |  | ｍ３ |
|  |  |  | ｍ３ |
|  |  |  | ｍ３ |
|  |  |  | ｍ３ |
|  |  |  | ｍ３ |
|  |  |  | ｍ３ |
| 合計 | ｍ３ |

※液化ガスは１０ｋｇを１ｍ３とし、アセチレンは１ｋｇを０．９ｍ３として換算すること。

（貯蔵量が300ｍ３を超えると貯蔵所としての許可または届出が必要となります。）

*（記入例）*

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| *ガスの種類* | *一本当たりの充填量**（ｍ３　またはｋｇ）* | *最大貯蔵本数* | *計※* |
| *フルオロカーボン* | *１０ｋｇ* | *５* | *５ｍ３* |
| *フルオロカーボン* | *２０ｋｇ* | *１０* | *２０ｍ３* |
| *窒素* | *７ｍ３* | *１０* | *７０ｍ３* |
| *炭酸ガス* | *３０ｋｇ* | *１０* | *３０ｍ３* |
| *アセチレン* | *２ｋｇ* | *５* | *９ｍ３* |
| *合計* | *１３４ｍ３* |